

# 伊勢志摩圏域マスタープラン

三重県

# 目次

はじめに.....	1
1. 伊勢志摩圏域における都市計画の目標.....	2
(1) 圏域・都市計画区域の現状と取組.....	2
(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題.....	5
(3) 都市計画の理念と目標.....	7
(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造.....	9
(5) 一体の圏域形成に向けた方針.....	19

## はじめに

三重県（以下「本県」という。）では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定に先立ち、『三重県都市計画基本方針』（以下「基本方針」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

基本方針では、県土全体として総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方向として、「県民と共に考える地域づくり」を土台とし、次の 4 つに整理しています。

- ① 「地域の個性を生かした魅力の向上」
- ② 「都市機能の効率性と生活利便性の向上」
- ③ 「災害に対応した安全性の向上」
- ④ 「産業振興による地域活力の向上」

次期都市計画区域マスタープランでは、将来都市像と現状との乖離を解消するため、「都市経営の観点」、「都市防災の観点」、「都市活力の観点」の 3 つの変革の観点を取組に反映させ、実効性を高めることとしています。

また、本県では、都市計画区域マスタープランに定めるべき項目のうち「都市計画の目標」については、生活等の結びつきが強い複数の都市計画区域を一括し区域外も含め「圏域」として設定し、おおむね 20 年後の将来都市像を展望し、『圏域マスタープラン』として先に示すこととしています。

各都市計画区域マスタープランは、圏域マスタープランに示す目標をふまえ、当該都市計画区域におけるおおむね 10 年間の具体的な都市計画の方針を定める計画として、改定（基準年：平成 32 年（2020 年））することになります。

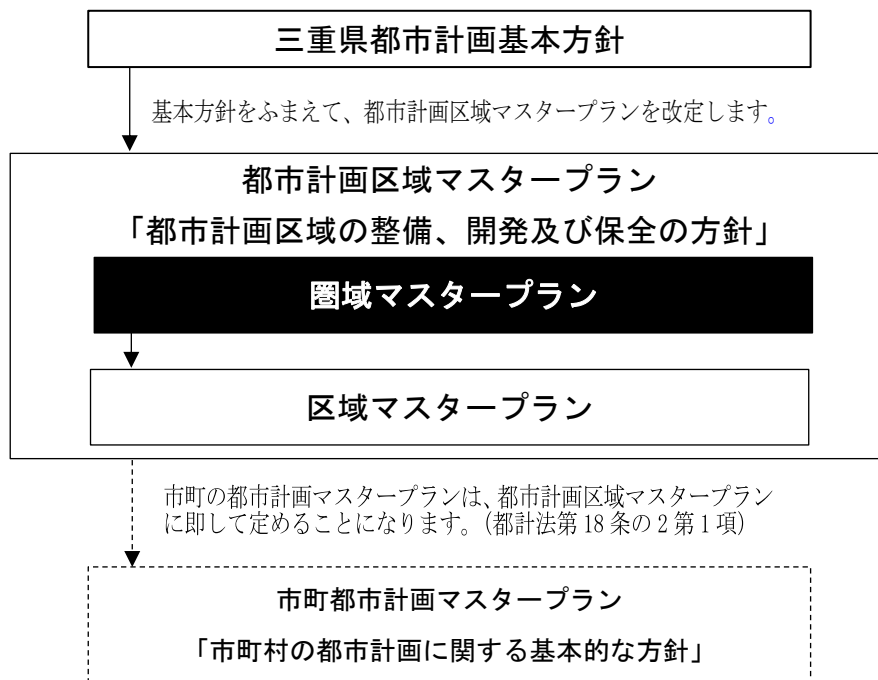


図 圏域マスタープランの位置づけ

# 1. 伊勢志摩圏域における都市計画の目標

## (1) 圏域・都市計画区域<sup>1</sup>の現状と取組

地勢、人口、産業の状況、市街化の動向、都市施設・公共交通、自然環境等の現状、都市計画に関連する取組、本圏域の現状把握をします。

### ① 圏域・都市計画区域の現状

#### 【構成市町】

- ・伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の3市3町

#### 【構成都市計画区域】

- ・伊勢都市計画区域（伊勢市の一部、玉城町の一部）
- ・鳥羽都市計画区域（鳥羽市の一部）
- ・志摩都市計画区域（志摩市の一部）
- ・南勢都市計画区域（南伊勢町の一部）

### i. 地勢、人口、産業

- ・本圏域は、県南東部に位置し、北東部から南東部は伊勢湾および太平洋（熊野灘）に面し、西部は明和町、多気町、大紀町に接しています。
- ・本圏域における都市的土地利用は主に伊勢平野内の伊勢神宮への参宮街道等を軸とする地域で行われているほか、伊勢湾や熊野灘の港を拠点とする沿岸地域で行われています。
- ・県内の人口が減少局面にある中で、本圏域も減少傾向にありますが、世帯数は現状を維持しています。人口動向は用途地域<sup>2</sup>の周辺で増加がみられる地域がありますが、減少している地域が多く、伊勢市の中心部においても減少しています。
- ・高齢化率は32.5%で県全体の平均（27.9%）を上回っており、特に山間部ほど高齢化が進行しています。
- ・製造品出荷額および商品販売額は、直近では増加もみられるものの、長期的には減少傾向にあります。

【伊勢志摩圏域位置図】



出典:国土地理院 <http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>  
(海域部は海上保安庁海洋情報部の資料を使用して作成)

<sup>1</sup> 都市計画区域：都市計画法第5条に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要のある区域として都道府県が指定する、都市計画を定める範囲のこと。

<sup>2</sup> 用途地域：都市計画法第8条に基づき、住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。用途地域は13種類あり、建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率の制限等を定めている。

## **ii. 市街化動向**

- 人口集中地区（DID）<sup>3</sup>が形成されているのは、平成12年国勢調査以降では伊勢市のみです。その人口密度は低下傾向にあり、平成27年には圏域平均で38.3人/haと県の平均（41.6人/ha）を下回っています。
- 建築着工状況は、伊勢都市計画区域では着工箇所全体の52.8%、鳥羽都市計画区域では同48.3%が用途地域内であり、おおむね半数は用途地域外となっています。伊勢都市計画区域と鳥羽都市計画区域では、用途地域外の広い範囲で住居系の建築物の建築が行われています。また、用途地域の指定がない志摩都市計画区域と南勢都市計画区域では、広い範囲で住居系の建築物の建築が行われています。
- 農地転用面積は、伊勢都市計画区域では転用面積全体の79.1%、鳥羽都市計画区域では同87.0%が用途地域外で行われています。
- 本圏域（度会町、南伊勢町を除く）の空き家率は、平成25年で16.9%となっており、県平均15.5%と比べ1.4ポイント高い状況となっています。

## **iii. 都市施設・公共交通**

- 三重県においては、高規格幹線道路<sup>4</sup>を中心とした道路ネットワークの概成、さらにはリニア中央新幹線の建設や、中部国際空港および関西国際空港の機能拡充による利便性向上等により、三重県と国内外各地との間の移動時間が短縮されるとともに行動圏域が拡大し、交流・連携の多様化や産業経済活動の活性化が見込まれます。
- 本圏域においては、伊勢自動車道、国道23号、国道42号を軸とした放射状の幹線道路網が形成されているなか、南北方向の連携強化を目的とする伊勢志摩連絡道路の整備が進められています。
- 都市施設の整備状況については、都市計画道路の整備率は67.9%（県平均46.7%）と5圏域で最も高く、汚水処理人口普及率は66.8%（県平均83.5%）、都市計画公園の一人当たり面積は8.39m<sup>2</sup>/人（県平均10.65m<sup>2</sup>/人）と県の平均を下回っています。
- 移動時における自家用車への依存が高く、公共交通の利用者が減少し、赤字路線等の廃止に伴う交通不便地域や空白地域が生じる等、地域によっては公共交通のサービス水準を保つことが困難となってきています。また、当圏域から中部国際空港を直接結ぶ航路がないため、広域交通の拠点である空港へのアクセス性が他圏域と比較して低い状況にあります。
- 本圏域には、有人離島を擁する鳥羽市と志摩市があり、定期船による生活交通の維持が図られているほか、同航路は圏域外からの観光交流の役割も担っています。

---

<sup>3</sup> 人口集中地区（DID）：国勢調査で設定される、市町村の区域内で人口密度40人/ha以上の基本調査区等が互いに隣接して人口が5,000人以上になる地域。なお、公共施設等が含まれるなどの場合には、人口集中地区の人口密度が40人/haを下回ることがある。

<sup>4</sup> 高規格幹線道路：全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路のこと。

#### iv. 自然環境、災害等

- ・本圏域は、観光・交流に資する自然および歴史・文化等の資源が豊富な圏域となっています。圏域の60%程度が伊勢志摩国立公園に指定されているほか、伊勢神宮や二見浦、志摩スペイン村、鳥羽水族館、ミキモト真珠島等、全国的に著名な観光地があります。
- ・南海トラフ地震<sup>5</sup>（過去最大クラス）による津波浸水想定区域には、概算で圏域人口の31%が居住し、主要な公共公益施設の39%が立地するなど、津波浸水による大きな被害の発生が想定されています。一方、復旧・復興に向けて必要となる地籍調査の進捗率は16.5%（三重県9.4%、全国51.6%、平成28年度末時点）にとどまっています。
- ・発生頻度が高まっている大雨や、大型化する台風等による風水害の発生が懸念されています。

#### ② 圏域・都市計画区域における取組

- ・本格的な人口減少、超高齢社会を迎え、市においては、集約型都市構造<sup>6</sup>の構築に向けた取組が進められ、町においては、各集落の生活を維持するための小さな拠点整備と拠点間のネットワーク化を図るための取組が進められています。
- ・本圏域では、半島や離島の地域では特に地域活力の低下が懸念されていることから、都市と農山漁村との機能分担のもとで移住・定住や産業振興を促進するため、人材育成・情報発信や集客交流の促進・地場産業の高付加価値化等の取組が進められています。
- ・本圏域では、地理的条件から企業立地が少ない状況であるため、地域特性を生かしつつ、伊勢志摩連絡道路等の広域的な道路網や鳥羽港、浜島港等の交通基盤の整備により、産業誘致や安全で安心できる生活環境の確保が進められています。
- ・全国的に自然災害が多発するなか、本圏域では沿岸部の地震津波対策や丘陵部の土砂災害対策等が進められています。また、半島や離島では、災害時における孤立化を防止するための対策が進められています。
- ・本圏域は、伊勢神宮や伊勢志摩国立公園等の世界に誇る観光資源を有しており、観光振興のための情報発信・誘客戦略を推進するとともに、流域圏づくりや都市と農山漁村の交流促進等が進められています。
- ・伊勢志摩国立公園では「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして、地域主体による官民一体のナショナルパーク化の取組が進められています。
- ・伊勢市河崎地区や二見町茶屋地区、鳥羽城跡周辺地区等では、歴史・文化、景観を生かしたまちづくりが進められているほか、志摩市志摩町の国道260号が日本風景街道（「きらり三橋志摩ゆうやけパール街道」）に登録され、さらなる観光振興に向けた取組が行われています。

<sup>5</sup> 南海トラフ地震：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートおよびユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を震源とする大規模な地震のこと。

<sup>6</sup> 集約型都市構造：一般的には、医療・福祉施設、商業施設等の都市機能がアクセス性の高い交通結节点等の拠点にまとまって立地し、その周辺に住居がまとまって立地することで、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの都市機能に容易にアクセスできるような都市構造をいう。

## (2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題

圏域の現状をふまえ、基本方針で示した「都市づくりの方向」ごとに都市計画が担うべき中心課題を抽出します。

### <地域の個性を生かした魅力の向上>

- ・豊かな自然環境や、それと一体となって形成された生活空間、あるいは歴史・文化等の地域資源を生かすことで、さらなる広域交流を促進するとともに、地域振興につなげていく取組が求められています。
- ・豊かな自然環境を活用するため、宿泊地や別荘地等を適切に維持管理し、新たな整備あたっては、自然環境の保全と効率的な都市経営の観点から妥当性を判断することが必要です。
- ・これまでに形成されてきた道路・公園等の都市施設や、既に立地・集積している都市機能、あるいは歴史・文化を背景とするまち並み等のストックを生かしながら、都市空間を魅力あるものとしていくことが必要です。

### <都市機能の効率性と生活利便性の向上>

- ・土地利用面では、郊外における開発の抑制等により、自然環境や優良農地の保全を図るとともに、効率的な都市経営を推進する観点から、市街地の低密拡散の抑制と用途地域や既存の市街地への都市機能の集約が必要です。
- ・商業・業務、文化、医療、教育等、多様な都市機能は、集約型都市構造の構築の観点から、中心市街地や主要な駅周辺等における既存ストックの活用が可能な区域への集約が必要です。
- ・人口減少に伴い空き地や空き家が発生し市街地の低密度化がさらに進行すると予測されており、生活利便性を確保するために、必要な都市機能を維持することが必要です。
- ・施設面では、人口減少等の社会情勢の変化を十分にふまえた上で、県民の生活を支える幹線道路ネットワークや公共下水道等について計画の必要な見直しを行い、整備を進めるとともに、良好な居住環境の形成に向けた都市施設の充実および適切な維持管理を計画的・効率的に進めることが必要です。
- ・超高齢社会やインバウンドを含む観光客増加に対応し、環境負荷の低減を図るため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービスレベルの維持・向上を図るとともに、公共交通の利用を促進するための結節点や周辺の施設等の環境整備が必要です。

### <災害に対応した安全性の向上>

- ・沿岸部を中心に地震災害による大規模な被害が想定されていることや洪水被害、土砂災害等の風水害が懸念されていることをふまえ、災害に強いまちづくりに向け、防災・避難施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進める

ことが必要です。

- ・地震・津波災害や洪水・高潮被害、土砂災害等に強いまちづくりに向け、必要となる地籍調査等を進めるとともに、緊急輸送道路や河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の公共土木施設について、未整備箇所の整備や、老朽化対策を進める必要があります。

<産業振興による地域活力の向上>

- ・各都市の相互連携を強化しつつ、自然環境や歴史・文化等の地域の魅力を生かしたまちづくりを進めることで、定住促進に結びつけることが必要です。
- ・リニア中央新幹線の整備等により増大すると見込まれる大都市間の人の移動等を取り込むなど、交流人口の拡大を図ることが必要です。



### (3) 都市計画の理念と目標

圏域の現状および課題をふまえ、本圏域のめざすべき将来像を理念として示すとともに、基本方針にて示した「都市づくりの方向」（「県民と共に考える地域づくり」およびこれを土台とする4つの方向）ごとに目標を設定します。

#### 『豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち』

県内随一の観光資源をもつ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれたこれらの財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざします。

#### 【産業振興による地域活力の向上】

##### ー広域交流による活力ある圏域づくりー

- ・各地域がもつ自然環境や歴史・文化を保全・活用し、相互連携によりその魅力を高め、2027年のリニア中央新幹線の開業以降で大きく拡大すると予想される東京・名古屋間、さらには大阪への人の流れを呼び込み、鳥羽港へ寄港するクルーズ船観光客の受け入れを拡大するなど、広域交流の拡大による地域活力の維持・向上を図ります。
- ・広域交流の基盤として、伊勢志摩連絡道路の整備促進等の幹線道路網の強化、およびそれらと公共交通の連携を強化するとともに、交通結節点や宿泊地周辺における魅力あるまちづくりを促進します。

#### 【地域の個性を生かした魅力の向上】

##### ー各地の地域づくりの連携によりさまざまな魅力を生み出す圏域づくりー

- ・伊勢神宮、二見浦、英真湾をはじめとする自然、歴史・文化、景観等多様な地域資源を生かす地域独自の取組によって個性豊かな地域づくりを進めるとともに、それらが複層的に連携することでさまざまな魅力を生み出す圏域づくりを進めます。
- ・古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間は、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図り、都市の付加価値を高めます。
- ・郊外の住宅地等は、自然豊かなゆとりのある暮らしの場にします。
- ・本圏域の特色でもある漁村や離島等の地域については、それぞれの特性に応じたまちづくりを促進し、圏域全体としての魅力向上につなげます。

#### 【災害に対応した安全性の向上】

##### ー災害に強く、しなやかな圏域づくりー

- ・「防災・減災」に必要な避難施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。

- ・災害リスクの高い場所では、用途を考慮した都市的土地利用の抑制や建築物の構造規制等を行うほか、災害リスクの低い場所への都市機能や居住の移転を進めるなど、大規模自然災害による被害の低減に向けて都市構造の再編を検討します。

### 【都市機能の効率性と生活利便性の向上】

#### ー地域の役割にあった都市機能の集約と連携強化による圏域づくりー

- ・多様な都市機能の集約を図る拠点形成・配置し、各拠点間の相互連携が可能な都市構造の構築をめざします。
- ・都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業・業務、医療等の都市機能については、中心市街地へ計画的に誘導するなど、集約型都市構造の構築に向けた立地の適正化を図ります。
- ・市街地においては、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等への居住誘導により、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利便性が確保されるまちづくりをめざします。
- ・低密度化が進行するなか、公共施設の整備や再編等の検討において、既存施設や計画の廃止を含めた見直しを行い、施設の整備、維持・更新等を効率的に行うことで、生活サービスが一定水準以上確保されることをめざします。
- ・交通結節点におけるユニバーサルデザイン<sup>7</sup>化への対応や情報通信にも対応した周辺環境の整備・維持を促進し、高齢者や障がい者、子ども、外国人等誰もが安全で安心して生活・交流できる環境を形成します。

---

(上記4つの方向の土台)

### 【県民と共に考える地域づくり】

- ・都市づくりの主役は県民との観点から、県民の参画と協働による取組を推進し、県民が参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・県民が都市計画や都市づくりに参画しやすい環境をめざし、知識の普及や積極的な情報提供を行うとともに、県民が意見を述べる可以增加を図ります。

---

<sup>7</sup> ユニバーサルデザイン：物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）に対処するという考え方を「バリアフリー」といい、施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方を「ユニバーサルデザイン」という。

## (4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造

「(3) 都市計画の理念と目標」において示した将来像について、「都市づくりの方向」ごとに以下の要素とその組合せで将来都市構造図として示します。

### ◆ 将来都市構造図で示す要素

拠点	<p>広域的な役割をもつ圏域における拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域拠点：「集約型都市構造の要」として多様な都市機能の集約を図る地区</li> <li>○ 交流拠点：広域的な交流活動を行う地区・施設等（自然交流拠点、歴史・文化交流拠点、レクリエーション等交流拠点に区分する。）</li> <li>○ 広域的な防災拠点：広域的な防災機能を備えた施設、災害時に拠点となる施設等</li> </ul>
連携軸	<p>圏域内の各拠点や圏域と他圏域、県外との相互連携を支援する交通基盤等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域連携軸：主に圏域間や県外との連携を担う交通基盤</li> <li>○ 圏域内連携軸：主に圏域内の連携を担う交通基盤</li> <li>○ 防災連携軸：災害時の物資輸送等を担う交通基盤</li> <li>○ 緑のネットワーク軸：自然環境と市街地を連携する河川や海岸線</li> <li>○ 歴史連携軸：地域の歴史や文化をつなぐ歴史的な街道</li> </ul>
ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用途地域：用途地域の範囲</li> <li>○ 自然交流地区：自然環境を生かした交流を推進する区域等</li> <li>○ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域、森林地域：原則として保全を図る市街地外の森林や優良な農地</li> <li>・防災に係る指定区域等：災害への対応の前提となる土砂災害警戒区域等、河川浸水想定区域、津波浸水想定区域</li> </ul> </li> </ul>

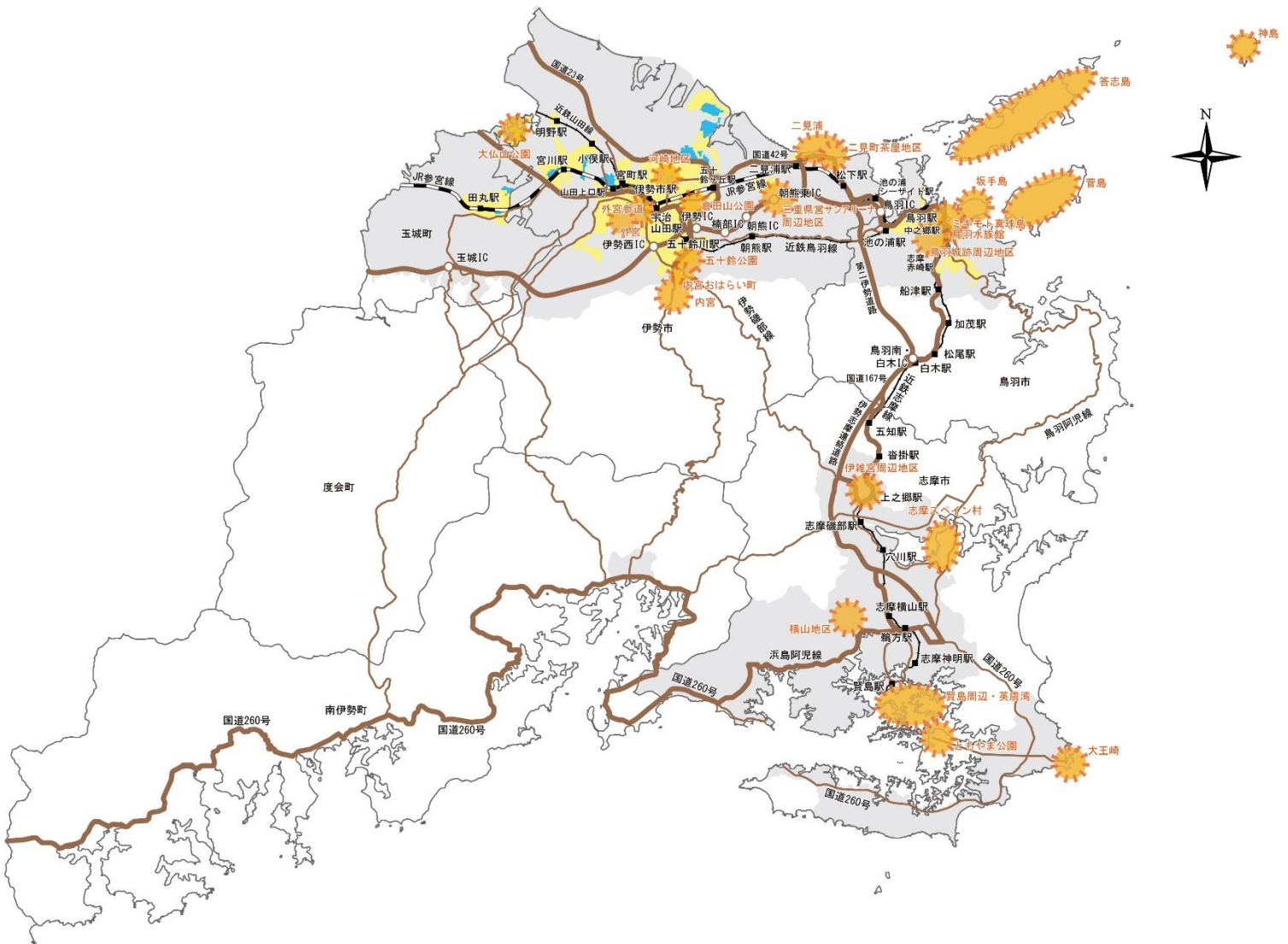
### ◆ 都市づくりの方向と要素の組合せ

		都市づくりの方向			
		産業振興による 地域活力の向上	地域の個性を生か した魅力の向上	災害に対応した 安全性の向上	都市機能の効率性と 生活利便性の向上
拠点	広域拠点				○
	交流 拠 点	自然交流拠点	○		
		歴史・文化交流拠点		○	
		レクリエーション等交流拠点			
	広域的な防災拠点			○	
連携軸	広域連携軸	○	○	○	○
	圏域内連携軸	○	○	○	○
	防災連携軸			○	
	緑のネットワーク軸		○		
	歴史連携軸		○		
ゾーン	用途地域	○	○	○	○
	自然交流地区		○		
	その他		○		
	防災に係る指定区域等			○	

# ◆ 伊勢志摩圏域将来都市構造図 (1 / 4)

【産業振興による地域活力の向上】

- ・ 広域交流による活力ある圏域づくり



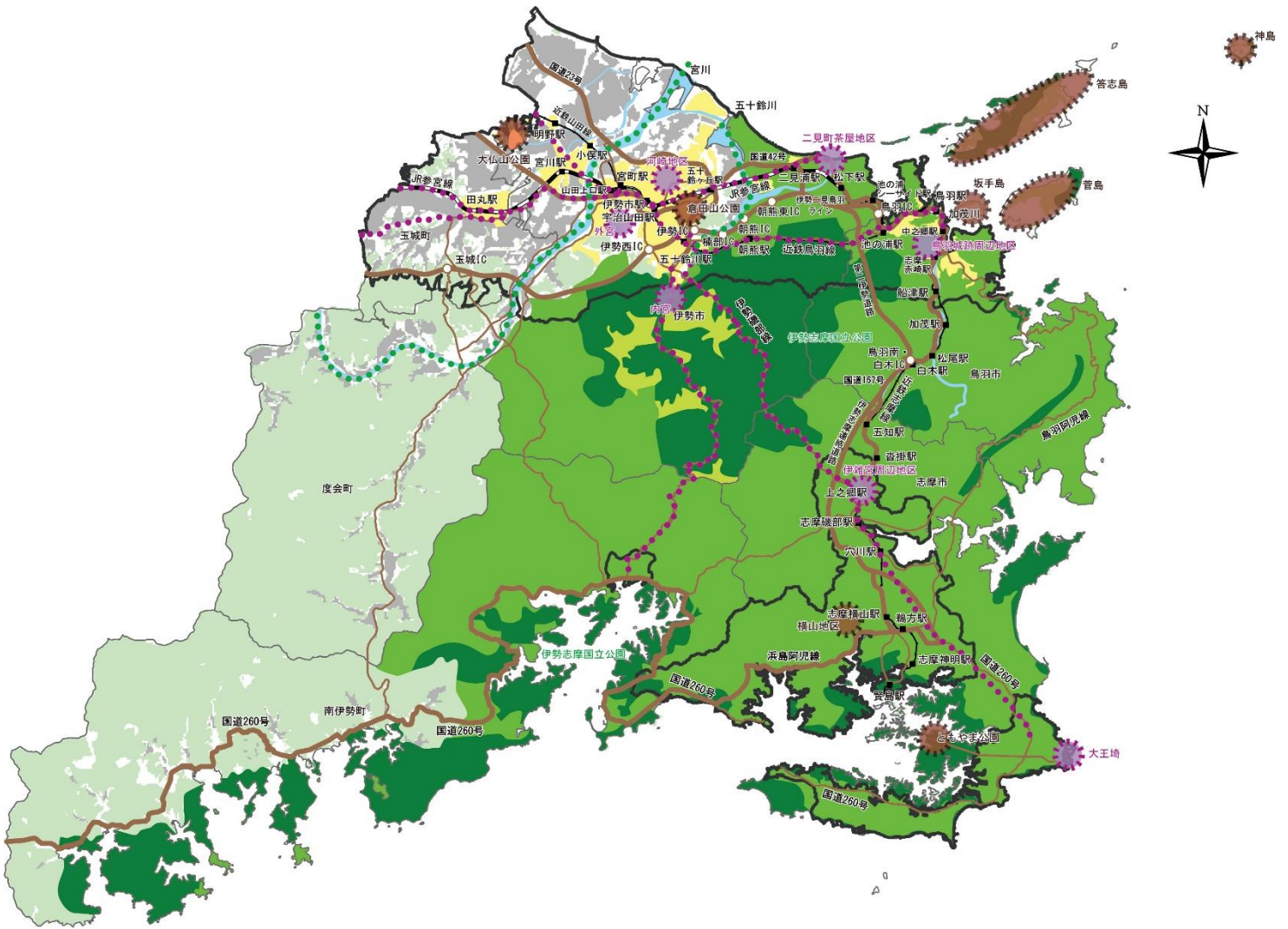
交流拠点		★
広域連携軸 (道路)		—
圏域内連携軸 (道路交通)		—
インターチェンジ		○
圏域内 連携軸 (鉄道)	J R	≡
	私鉄	≡
用途地域	住居系・商業系	■
用途地域	工業系	■
用途地域	工業専用地域・工業地域	■
用途地域	準工業地域	■
都市計画区域		■
行政区域		□

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

# ◆ 伊勢志摩圏域将来都市構造図（2 / 4）

【地域の個性を生かした魅力の向上】

- ・各地の地域づくりの連携によりさまざまな魅力を生み出す圏域づくり



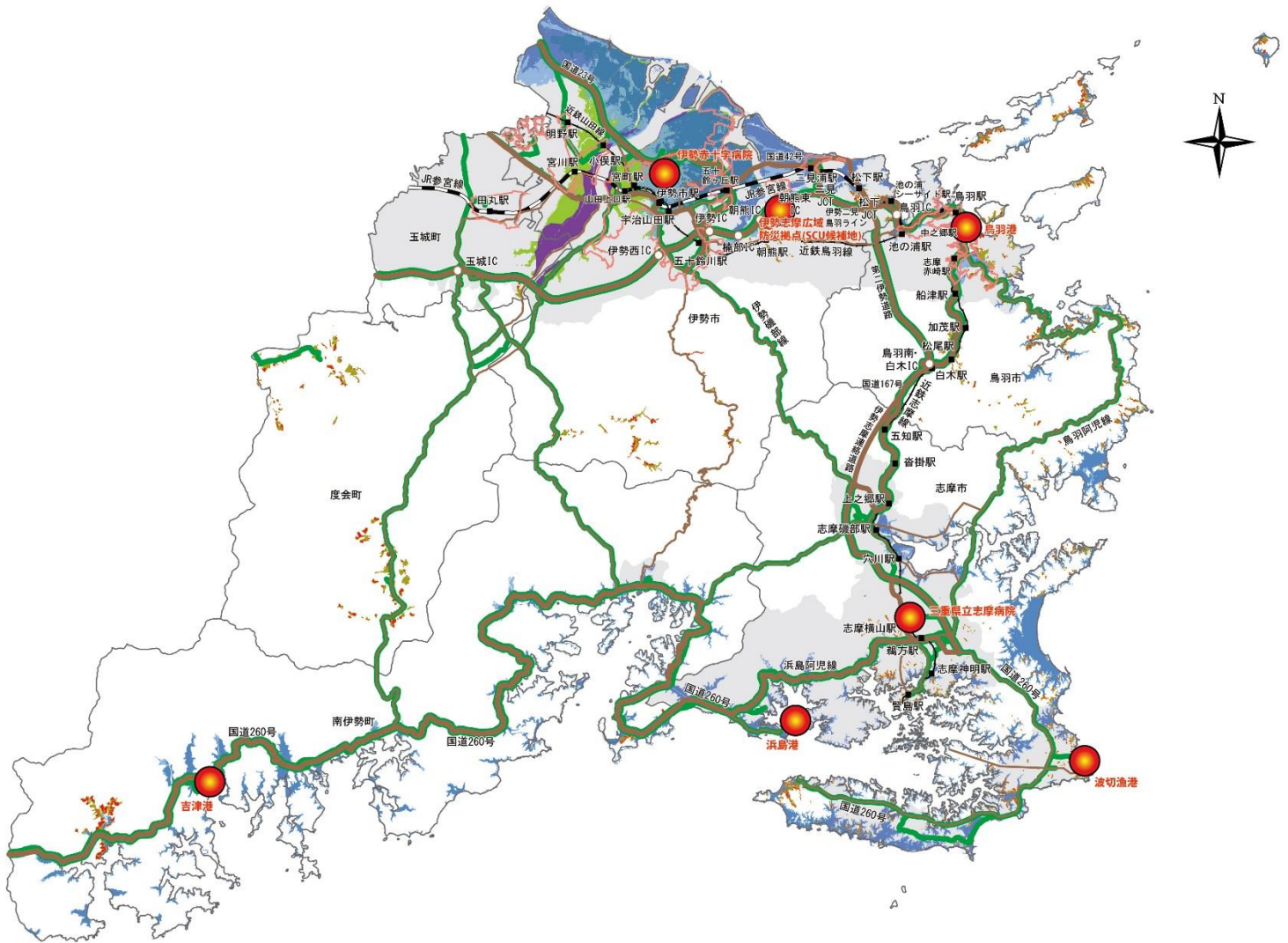
自然交流拠点		★
歴史・文化交流拠点		☆
広域連携軸（道路）		—
圏域内連携軸（道路交通）		—
インターチェンジ		○
圏域内 連携軸 （鉄道）	J R	≡
	私鉄	∨
駅		■
緑のネットワーク軸		●●●
歴史連携軸		●●●
用途地域		■
自然 交流 地区	自然公園（特別保護地区）	■
	自然公園（特別地域）	■
	自然公園（普通地域）	■
	その他	■
農用地区域		■
森林地域		■
河川		—
都市計画区域		■
行政区域		■

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

# ◆ 伊勢志摩圏域将来都市構造図 (3 / 4)

【災害に対応した安全性の向上】

- ・ 災害に強く、しなやかな圏域づくり



・ 土砂災害 (特別) 警戒区域については、指定済みの箇所を表示。  
 ・ 河川浸水想定については、公表済みの宮川水系に係る想定結果を表示。

土砂災害警戒区域等	■ 土砂災害特別警戒区域
■ 土砂災害警戒区域	■ 河川浸水想定
■ 家屋倒壊等氾濫想定区域	■ 想定最大浸水域
■ 浸水深2m以上	■ 浸水深2m未満

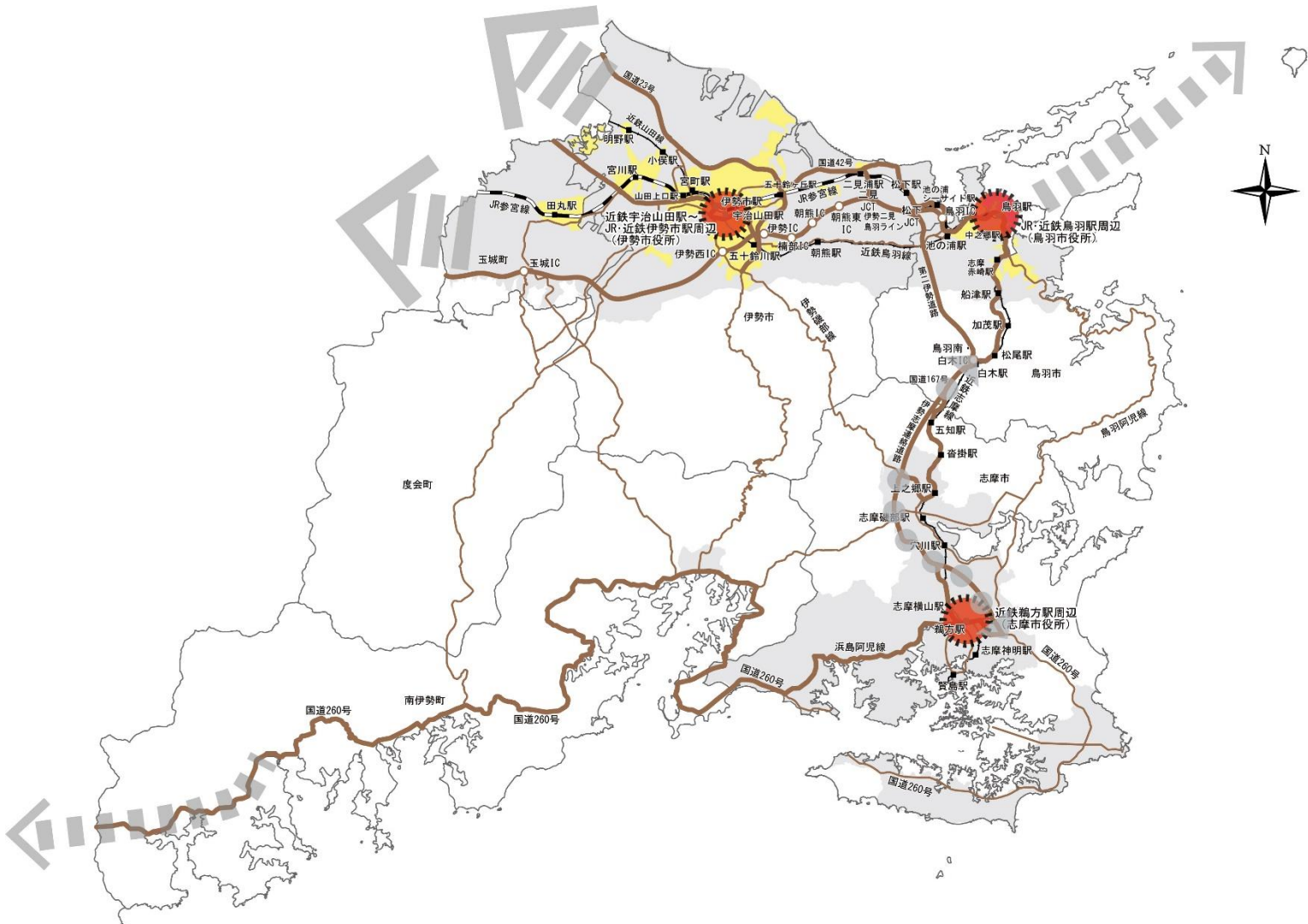
広域的な防災拠点	●
広域連携軸 (道路)	—
圏域内連携軸 (道路交通)	—
防災連携軸	—
インターチェンジ	○
圏域内連携軸 (鉄道)	≡
用途地域	□
都市計画区域	□
行政区域	□

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

# ◆ 伊勢志摩圏域将来都市構造図（4 / 4）

【都市機能の効率性と生活利便性の向上】

- ・地域の役割にあった都市機能の集約と連携強化による圏域づくり



広域拠点		
広域連携軸（圏域外）		
地域高規格道路（計画路線）		
広域連携軸（道路）		
圏域内連携軸（道路交通）		
インターチェンジ		
圏域内 連携軸 （鉄道）	JR	
	私鉄	
駅		
用途地域		
都市計画区域		
行政区域		

※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

## ① 拠点形成・機能誘導の方針

### i. 広域拠点

- ・本圏域において、多様な生活サービス施設等が集積し、市町を越えた公共交通等の結節点となる地区のうち、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区を広域拠点として位置づけます。

※広域拠点の選定：都市機能の集積評価（都市施設の立地状況、人口集中地区等）と交通アクセス機能の評価（鉄道交通・バス交通の状況、幹線道路の整備状況）により一定基準を満たす地区を選定しました。

### ◆ 将来圏域構成（拠点）

拠点名	市町名	都市計画区域	拠点名称
広域拠点	伊勢市	伊勢	近鉄宇治山田駅～J R・近鉄伊勢市駅周辺（伊勢市役所）
	鳥羽市	鳥羽	J R・近鉄鳥羽駅周辺（鳥羽市役所）
	志摩市	志摩	近鉄鵜方駅周辺（志摩市役所）

#### 【各拠点の方向性】

#### ○近鉄宇治山田駅～J R・近鉄伊勢市駅周辺

圏域の発展を牽引する伊勢市の主要駅周辺に必要となる高次な都市機能の集積・強化、広域的な生活関連機能の向上を図ります。

#### ○J R・近鉄鳥羽駅周辺、近鉄鵜方駅周辺

一定の人口が集積する生活圏にある主要駅周辺に必要となる一定の都市機能の集積・強化や生活関連機能の向上を図ります。

### ii. 交流拠点

- ・地域の個性を生かし、地域活力の向上等につながる交流活動が行われる拠点的な地区を交流拠点とします。

※交流拠点の選定：主要観光地や広域交流のための施設整備等が行われている施設を選定しました。

#### <自然交流拠点>

- ・交流拠点のうち、広域的な公園や自然公園区域内に所在する自然環境を生かした地区や施設を自然交流拠点として位置づけます。
- ・自然交流拠点およびその周辺では、豊かな自然環境の保全に努めつつ、施設の維持、整備を進め、アクセスの向上を図ります。

#### <歴史・文化交流拠点>

- ・交流拠点のうち、特に個性ある歴史・文化、景観を生かし魅力ある地域づくりを行う地区や施設を歴史・文化交流拠点として位置づけます。
- ・歴史・文化、景観を生かした魅力ある地域づくりを行うため、地域づくりの支援やアクセスの向上を図るとともに、当該区域の周辺を含めて景観法の重点地区等の指定や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、文化財保護法等の適用を検討し、区域の保全を図ります。



<レクリエーション等交流拠点>

- ・上記以外で、広域交流を行う地区や観光施設でスポーツ大会や各種の会議の開催等に対応する大型施設の周辺等をレクリエーション等交流拠点として位置づけます。
- ・レクリエーション等交流拠点として位置づける施設等では、交流による地域活力の維持・向上に資するアクセスの向上や相互連携、周辺環境の維持・向上の促進を図ります。

◆ 将来圏域構成（拠点）

拠点名	市町名	都市計画区域	拠点名称			
交流拠点	自然交流拠点	伊勢市	伊勢 大仏山公園 倉田山公園			
		鳥羽市	— 答志島・菅島・坂手島・神島			
		志摩市	志摩 横山地区 — ともやま公園			
	歴史・文化 交流拠点	伊勢市	伊勢	二見町茶屋地区 河崎地区 外宮 内宮		
				鳥羽市	鳥羽	鳥羽城跡周辺地区
				志摩市	志摩	伊雑宮周辺地区 大王崎
				伊勢市	伊勢	二見浦 外宮参道 内宮おはらい町 五十鈴公園 三重県営サンアリーナ周辺地区
		鳥羽市	鳥羽			ミキモト真珠島 鳥羽水族館
	志摩市	志摩 —	賢島周辺・英虞湾 志摩スペイン村			

iii. 広域的な防災拠点

- ・広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点となる医療機関および地方港湾等を広域的な防災拠点として位置づけます。  
※広域的な防災拠点の選定：三重県地域防災計画に位置づけのある施設を選定しました。
- ・広域的な防災拠点として位置づける各施設は、維持・活用を図るため、周辺地域の市街地整備や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を進めるなど、拠点周辺地域の防災性向上を図ります。

## ◆ 将来圏域構成（拠点）

拠点名	市町名	都市計画区域	拠点名称
広域的な 防災拠点	伊勢市	伊勢	伊勢志摩広域防災拠点（SCU <sup>8</sup> 候補地）
			伊勢赤十字病院
	鳥羽市	鳥羽	鳥羽港
	志摩市	志摩	三重県立志摩病院
			浜島港
	南伊勢町	—	吉津港

## ② 連携軸の方針

- ・圏域内の各拠点や圏域と他圏域、県外との相互連携を支援する交通基盤等である以下に示す各要素を連携軸と位置づけ、ネットワークの構築を図ります。

## ◆ 将来圏域構成（連携軸）

連携軸名	位置づけ	対象
広域連携軸	◆主に、圏域間や県外との連携を担う幹線道路、鉄道および航路	高速道路等の高規格幹線道路・圏域外を連絡する国道、鉄道および主要航路
圏域内連携軸（道路交通）	◆主に、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う幹線道路	圏域内の国道および主要な県道等（幹線バス交通を含む）
圏域内連携軸（鉄道）	◆主に、広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う鉄道	鉄道
防災連携軸	◆災害時に広域的な防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う幹線道路	緊急輸送道路
緑のネットワーク軸	◆圏域内の豊かな自然環境と市街地を連携する河川	主要河川（河川沿いの緑および水面）
歴史連携軸	◆地域の歴史や文化をつなぐ歴史的な街道	主要な歴史的街道

## ③ 土地利用別の目標・方針

### i. 住居系市街地

- ・都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等で災害リスクが低く、都市基盤が整備された区域へ居住を誘導することにより、その区域内の人口割合を増加させるよう取り組みます。
- ・自然、歴史・文化、景観等多様な地域資源を有する本圏域では、ゆとりやうるおいが感

<sup>8</sup> SCU (Staging Care Unit)：航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送するための救護所として、被災地および被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

じられる快適な生活環境を支える都市施設の整備を推進する一方、既存ストックの計画的な維持管理を図ります。

- ・市街地内に残る低未利用地は、居住や地域活動等の受け皿として活用を図り、めざす市街地像に応じた人口密度の維持やコミュニティ等の利活用促進、生活利便性の向上に努めます。
- ・災害リスクが高い沿岸部等で対策が必要な区域については、地域の特性に応じた方策を検討した上で、都市的土地利用の抑制や建築物の構造等の規制による被害の低減等の施策を実施し、その区域において被害を受ける人口割合を減少させるよう取り組みます。

## **ii. 商業系市街地**

### **【広域拠点】**

- ・広域拠点では、商業・業務、文化、医療、教育等の多様な都市機能を集積し中心市街地の活性化を図るため、必要な都市計画制度を適用します。
- ・広域拠点のうち周辺に人口が集積し、公共交通の利便性が高い区域では、新たな大規模集客施設の立地を誘導するため、用途地域として商業地域や近隣商業地域を維持します。

### **【その他商業系土地利用】**

- ・広域拠点以外の区域においては、地域住民が日常の買い物や診療等の生活サービスを享受できるよう既存の商業地域または近隣商業地域の指定を維持し、適切な土地利用を図ります。

## **iii. 工業系市街地**

- ・地域活力の維持・向上を図るため、工業系用途地域や用途地域外の一団の既設工業用地等を工業系の土地利用を図るべき地域ととらえ、未利用地への新たな産業や既存産業の立地を促進します。
- ・産業構造の変化等により利用がされなくなった工業用地については、必要に応じて、都市構造へ与える影響等を考慮しつつ、用途の転換を検討します。

## **iv. 自然・都市農地等**

### **【自然交流地区】**

- ・圏域内の多様で豊かな自然環境を生かした交流を推進するため、自然公園地域等を自然交流地区として位置づけ、風致地区の適用や都市計画法以外の制度の活用等により、整備保全を図ります。

### **【都市農地等】**

- ・市街地内の集団的な農地や山林等は、都市環境にゆとりやうるおいをもたらすとともに、都市農業の場やオープンスペースとしての機能も有することから、地域のめざす市街地

像に応じて保全・活用を図ります。

- ・市街地外に位置する森林や優良な農地については、原則として保全を図ります。

#### ④ 都市施設整備等の目標・方針

##### i. 都市施設

- ・道路や公共下水道等の都市施設については、利便性を確保しながら適切に維持管理ができるよう必要な施設を都市計画に定め、計画的かつ効率的・効果的に整備します。また、県と市町が協働し、都市計画決定され長期未着手となっている施設等の必要性を検証し、人口減少の状況等により必要性が低下したものについては、計画の廃止を含めて見直しを行います。
- ・行政機関等の公共建築物については、既存の施設を有効に活用しつつ、人口減少等に対応した再編・集約を図るなかで、拠点内への集積を図るなど、適切に配置するよう努めます。
- ・道路については、拠点間の円滑な連携を効率的に実現するため、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。
- ・防災施設等については、災害に強いまちづくりを進めるため、引き続き、計画的に整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化等適切な維持管理を実施します。
- ・多くの人が集まる拠点およびその周辺では、歩行者や自転車等の安全性を高めるため、ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備を実施するとともに、たまり空間や駐輪スペース等を備えた快適な移動空間の形成を図ります。

##### ii. 公共交通

- ・集約型都市構造の構築にあたっては、都市機能の集約を図る拠点を形成するとともに相互に連携させることが重要であることから、整備が進むリニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進めます。
- ・歩行者や自転車等の利便性に配慮しながら、鉄道駅やバス停等の交通結節点および情報通信機能を含む周辺整備等を進め、公共交通の利用促進を図ります。また、交通結節点となる拠点周辺等への居住の誘導を進め、持続可能な公共交通を維持します。

## (5) 一体の圏域形成に向けた方針

都市活動が広域化しているなかで持続的な都市づくりをしていくためには、圏域をより一体的に捉えていくことが必要であることから、圏域における都市計画区域の再編および指定の方針について示します。

### ① 都市計画区域の再編

- ・本圏域にあっては、伊勢市を中心に圏域全体で都市活動が行われている状況であり、長期的には1つの生活圏として、一体の都市形成を図ることが望ましいと考えられます。
- ・当面は、隣接・近接都市計画区域とのつながりを意識しながら、広域拠点を中心とした各拠点への都市機能の集積を進め、都市計画区域ごとに集約型都市構造の構築に取り組みますが、今後の生活圏構成の変化をふまえつつ、長期的には行政区域を越えた再編について検討します。
- ・用途地域の指定がある都市計画区域においては、引き続き用途地域が指定されている範囲への都市機能の集約を図ることで市街地の低密拡散を抑制します。用途地域の指定がない都市計画区域にあっては、用途地域の指定を検討し、めざす市街地像を明確にするとともに、その範囲への都市機能の集約を図ります。

### ② 都市計画区域の指定

#### i. 旧浜島都市計画区域と旧大王都市計画区域に挟まれた区域

- ・志摩都市計画区域は、旧浜島都市計画区域と旧大王都市計画区域の間が都市計画区域外となっており、飛び地の都市計画区域となっています。
- ・都市計画区域外では、地形条件や都市施設の整備状況等をふまえると急激に市街化が進むことはないと考えられますが、国道260号の沿線等では開発の余地も残ることから、一体の都市として都市施設の整備や適切な土地利用を図るため、また、将来に起こり得る災害時の対応の観点から、都市計画区域の拡大や準都市計画区域<sup>9</sup>の指定を検討します。

#### ii. 伊勢都市計画区域南側の区域（玉城町、度会町）

- ・伊勢都市計画区域の南側の都市計画区域外では、人口が増加傾向を示す区域や農地転用、市街化動向がみられることから、今後も人口や市街化動向を注視しつつ、必要に応じて都市計画区域の拡大を検討します。

<sup>9</sup> 準都市計画区域：都市計画法第5条の2に規定される区域で、都市計画区域外のうち、相当数の住居その他の建築物の建築または敷地造成が現に行われ、または行われると見込まれる一定の区域であって、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発および保全に支障が生じるおそれがある場合に、都道府県が指定する。